国不建推第３８号
20240802中庁第５号
令和６年８月２３日

別紙宛て（各通）　御中

国　土　交　通　大　臣

中　小　企　業　庁　長　官

下請取引等実態調査について

このたび、建設業における下請取引等の適正化を図るため、国土交通省及び中小企業庁において、建設業者の下請取引等について調査を実施することになりました。

本調査は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３１条第１項及び第４２条の２第１項の規定に基づき、国土交通大臣及び中小企業庁長官が実施するものであり、報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、建設業法に違反することとなりますので、下記により報告して下さい。

※本調査を受領された時点で廃業されている建設業者様におかれましても報告を行って下さい。

記

１．調査内容　別添「「令和６年度下請取引等実態調査」に係る概要等」のとおり

２．報告期限　　令和６年９月２０日（金）

３．問合せ先　　裏面に記載

① WEB フォームの操作、不具合に関する問合せ
・https://mlit-motoshita.jp/

②調査票の設問に関する問合せ
・国土交通大臣許可業者にあっては、国土交通省（地方整備局）主務課

北海道開発局	事業振興部 建設産業課	011(709)2311	中国地方整備局	建政部 建設産業課	082(221)9231
東北地方整備局	建政部 建設産業課	022(225)2171	四国地方整備局	建政部 計画・建設産業課	087(851)8061
関東地方整備局	建政部 建設産業第一課	048(601)3151	九州地方整備局	建政部 建設産業課	092(471)6331
北陸地方整備局	建政部 計画・建設産業課	025(280)8880	沖縄総合事務	開発建設部 建設産業・地方整備課	098(866)0031
中部地方整備局	建政部 建設産業課	052(953)8572	国土交通本省	不動産・建設経済局建設業課	03(5253)8111
近畿地方整備局	建政部 建設産業第一課	06(6942)1141			

・知事許可業者にあっては、下記の都道府県主務課

北 海 道	建設部建設政策局建設管理課	011(204)5587	滋 賀 県	土木交通部監理課	077(528)4114
青 森 県	県土整備部監理課	017(734)9640	京 都 府	建設交通部指導検査課	075(414)5223
岩 手 県	県土整備部建設技術振興課	019(629)5954	大 阪 府	都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課	06(6210)9736
宮 城 県	土木部事業管理課	022(211)3116	兵 庫 県	県土整備部県土企画局総務課建設業室	078(341)7711
秋 田 県	建設部建設政策課	018(860)2425	奈 良 県	県土マネジメント部建設業・契約管理課	0742(27)5429
山 形 県	県土整備部建設企画課	023(630)2658	和歌山県	県土整備部県土整備政策局技術調査課	073(441)3064
福 島 県	土木部技術管理課建設産業室	024(521)7452	鳥 取 県	県土整備部県土総務課建設業・入札制度室	0857(26)7347
茨 城 県	土木部監理課	029(301)4334	島 根 県	土木部土木総務課建設産業対策室	0852(22)5185
栃 木 県	県土整備部監理課	028(623)2390	岡 山 県	土木部監理課	086(226)7463
群 馬 県	県土整備部建設企画課	027(226)3520	広 島 県	土木建築局建設産業課	082(513)3822
埼 玉 県	県土整備部建設管理課	048(830)5171	山 口 県	土木建築部監理課	083(933)3629
千 葉 県	県土整備部建設・不動産業課建設業班	043(223)3108	徳 島 県	県土整備部建設管理課	088(621)2624
東 京 都	都市整備局市街地建築部建設業課	03(5321)1111	香 川 県	土木部土木監理課契約・建設業グループ	087(832)3507
神奈川県	県土整備局事業管理部建設業課	045(312)1121	愛 媛 県	土木部土木管理局土木管理課	089(912)2643
新 潟 県	土木部監理課建設業室	025(280)5386	高 知 県	土木部土木政策課	088(823)9815
富 山 県	土木部建設技術企画課	076(431)4111	福 岡 県	建築都市部建築指導課	092(651)1111
石 川 県	土木部監理課建設業振興グループ	076(225)1712	佐 賀 県	県土整備部建設・技術課	0952(25)7153
福 井 県	土木部土木管理課	0776(20)0470	長 崎 県	土木部監理課	095(894)3015
山 梨 県	県土整備部県土整備総務課建設業対策室	055(223)1843	熊 本 県	土木部監理課	096(333)2485
長 野 県	建設部建設政策課建設業担当	026(235)7314	大 分 県	土木建築部土木建築企画課	097(506)4516
岐 阜 県	県土整備部技術検査課	058(272)8504	宮 崎 県	県土整備部管理課	0985(26)7176
静 岡 県	交通基盤部建設業課	054(221)3057	鹿児島県	土木部監理課	099(286)3498
愛 知 県	都市・交通局都市総務課建設業・不動産業室	052(954)6502	沖 縄 県	土木建築部技術・建設業課	098(866)2374
三 重 県	県土整備部建設業課	059(224)2660			

＜参　考＞

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）

（報告及び検査）

第３１条　国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２（略）

第４２条の２　中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２～４（略）

第５２条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

１～４（略）

５　第３１条第１項、第４１条の２第４項又は第４２条の２第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

６　第３１条第１項、第４１条の２第４項又は第４２条の２第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第５３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

１（略）

２　第５０条又は前条　各本条の罰金刑